

平成 2 8 年 度

霧島市下水道事業特別会計予算

霧 島 市

平成28年度 霧島市下水道事業特別会計予算

平成28年度霧島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,828,716千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		30,174
	1 負担金	30,174
2 使用料及び手数料		400,035
	1 使用料	400,035
3 国庫支出金		326,700
	1 国庫補助金	326,700
4 財産収入		89
	1 財産運用収入	89
5 繰入金		701,785
	1 一般会計繰入金	681,785
	2 基金繰入金	20,000
6 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
7 諸収入		33
	1 雑入	33
8 市債		359,900
	1 市債	359,900
歳入合計		1,828,716

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計移行業務	平成29年度～平成30年度	33,500

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	310,700	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金、銀行その 他の資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金は、その貸付 条件により、銀行その 他の資金については、債権 者との協定によるものと する。 ただし、財政の都合に より据置期間中であって も、繰上償還し、年限を 短縮し、又は低利債に借 り換えることができるも のとする。
特環下水道事業	24,600			
過疎対策事業	24,600			
合 計	359,900			

